

2023年4月3日

各位

株式会社エックスネット

## 株式会社七十七銀行に対する個人向け信託管理システム提供開始について

株式会社エックスネット(代表取締役社長:茂谷武彦、以下「当社」という。)は、株式会社七十七銀行(取締役頭取:小林英文、以下「七十七銀行」という。)に対し、個人向け信託管理システム(以下「当社システム」という。)の提供を開始いたしました。

具体的には、2023年4月1日より「遺言代用信託(代理出金特約付)」と「暦年贈与型信託(遺言代用特約付)」について、システム提供を開始いたしました。

「遺言代用信託」は、契約者がお亡くなりになった際に、契約内容に従いあらかじめ指定したご家族等、又は遺贈提携先への金銭の払出しがスムーズに行える特長を持っており、累計件数が全国で20万件を超える相続対策に適した信託商品となりますが、今般、七十七銀行は遺言代用信託に「代理出金特約」を付加することのできる信託商品を取り扱い開始されました。

「代理出金特約」とは、委託者が信頼できる方を受益者代理人に指定することで、以下のような機能を提供するものです。

- ① 認知症・高度障害等で委託者の判断能力が低下しても、受益者代理人の支払い指図により、委託者のために使われた資金をお支払いすることで、委託者が安心できる財産管理を実現します。  
(認知症・高度障害対策機能)
- ② 委託者単独での信託解約を制限し、振り込め詐欺等から信託財産を守ることができます。  
(解約制限機能)

「暦年贈与型信託」は、贈与契約を取り交わすことなく生前贈与を行える特長を持った信託商品で、生前に円滑な資産移転を行いたいニーズに応えるものです。七十七銀行では、「暦年贈与型信託」に「遺言代用信託」の機能を付加し、万一生前贈与の途中で契約者が亡くなった場合でも、あらかじめご本人が指定した第二受益者が残りの財産を受け取ることができます。このように、生前贈与と相続に伴う資産承継ニーズにセットで応える「暦年贈与型信託(遺言代用特約付)」も取り扱い開始されました。

七十七銀行は2023年3月3日に信託兼営認可を取得し、自行にて個人向け信託を取り扱うことが可能となりましたが、このような社会的ニーズの高い商品性に対応可能なシステムとして、地方銀行業界で圧倒的なシェアを持つ当社システムを採用頂きました。

当社システムの導入メリットは以下の通りとなります。

- ① これまでの多数の導入実績から培った信託ノウハウを活かし、必要となる管理機能(顧客向け・当局向け・行内向け等)を提供できる体制が整っているため、信託本体参入の意思決定から取扱開始までの準備期間を大幅に短縮することが可能です。
- ② サービス提供の形態(月額固定の利用料を頂戴し、当社所有のアプリケーションと基盤環境をご利用頂くという形態)によって、自社開発に比べてシステム対応コストを大幅に削減することが可能です。

当社は、今後も地方銀行においてニーズ拡大が見込まれる資産承継・贈与ニーズに加え、振り込め詐欺対策、認知症対策といった時流に即したニーズに幅広くお応えして参ります。

報道機関向け問い合わせ先  
株式会社エックスネット  
第一金融サービス本部  
03-5367-2236  
担当：藤永・林・田中

以上